

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都足立区入谷九丁目 30 番 10 号

氏名 日本衛生株式会社
代表取締役 澤谷 美佐子第 14 条第 6 項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者であることを証する。
第 14 条の 2 第 1 項

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和 7 年 4 月 17 日

許可の有効年月日 令和 14 年 4 月 16 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破碎	： 廃プラスチック類	(以上 1 種類)
破碎	： ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	(以上 1 種類)
破碎	： 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物)	(以上 3 種類)
圧縮梱包	： 廃プラスチック類	(以上 1 種類)
圧縮	： 金属くず (あき缶に限る。)	(以上 1 種類)
焼却	： 廃プラスチック類、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	(以上 5 種類)
溶融	： 廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)	(以上 1 種類)

2 事業の用に供する施設 (施設詳細は裏面のとおりに)

施設所在地

- (1) 東京都足立区入谷九丁目 7 番 9 号
- (2) 東京都足立区入谷九丁目 30 番 10 号
- (3) 東京都足立区入谷九丁目 7 番 6 号

3 許可の条件

- (1) 2 (1) 及び 2 (3) の施設の作業時間は、原則として 8 時から 18 時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 10 年 4 月 17 日 新規許可

令和 7 年 4 月 17 日 更新許可

令和 8 年 7 月 17 日 変更許可

第 5 回

処分施設の追加 廃プラスチック類 (発泡スチロール) の溶融

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

(裏面)

許可番号

第 1 3 - 2 0 - 0 0 2 2 4 1 号

複製禁止

2 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都足立区入谷九丁目 7 番 9 号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破碎*	廃プラスチック類	4.79 (t/日)	-----	令和 6 年 10 月 17 日	-----	-----
破碎*	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯ランプに限る。））	14.400 (本/日)	-----	令和 6 年 10 月 17 日	-----	-----
破碎*	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空き瓶に限る）	8.0 (t/日)	-----	令和 6 年 10 月 17 日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類	14.7 (t/日)	-----	平成 30 年 12 月 11 日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類	1.68 (t/日)	-----	令和 6 年 10 月 17 日	-----	-----
圧縮 (3 台)	金属くず (あき缶に限る)	28.9 (t/日)	-----	平成 10 年 4 月 17 日	-----	-----

* 施設の稼働時間は 8 時間とすること。

(2) 施設所在地：東京都足立区入谷九丁目 3 0 番 1 0 号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
焼却	廃プラスチック類	5.7 (t/日)	11.4 (t/日)	令和 7 年 10 月 1 日	産施 276 号	平成 16 年 2 月 13 日
	動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-----				

(3) 施設所在地：東京都足立区入谷九丁目 7 番 6 号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
溶融	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）	0.21 (t/日)	-----	令和 7 年 12 月 23 日	-----	-----

(以下余白)